

令和6年1月31日

茨木市議会議長 殿

茨木市議会基本条例推進協議会

下 野 巖
安孫子 浩 子
福 丸 孝 之
畑 中 剛
稲 葉 通 宣
松 本 泰 典
円 藤 こずえ

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）の検討結果報告について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において、条例の検証結果が令和2年1月29日に報告された。

また、条例の検証過程において抽出された課題（具体策）について、具体的な取り組みが令和2年10月8日に提案され、同年10月13日の幹事長会において検討され、その提案に沿って進めることが合意された。

今期に取り組むとされた課題（具体策）の検討等については、令和3年度・4年度に引き続き、幹事長会の下に、幹事長会の構成員からなる任意の茨木市議会基本条例推進協議会を設置し、検討を進めた。

この間、延べ15回の協議会において、協議を積み重ねた結果、合意された具体策を報告する。

内容を勘案し、今後、継続して実行されるよう求める。

〔添付資料〕

検討過程で抽出した課題（具体策）に対して合意した検討結果

以上

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（目的） 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。 （継続的な検討） 第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、議員の任期中に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。
課題	○「議会の活性化」を条文ごとに具体的に検討する。
具体策および 検討目標	○条例を検証し、適切な措置を講じる。 ○議員の任期中に検討を加える。 〔令和6年1月までの目標〕 今任期の3年目に、直近5年間の条例に基づく取組実績を基に条例の運用の確認、条例改正の必要性について検証する。
検討結果	○平成31年4月～令和5年3月における各条文ごとの取組実績を一覧化。 ○取組実績を踏まえ各条文の運用は適切であったかを検証。 ○運用の適切さを検証し、必要な場合は条文の改正の必要性を協議。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（会派） 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。
課題	○会派に所属しない議員の合意形成方法について課題がある。
具体策および 検討目標	○会派に所属しない議員の合意形成方法を検討する。 〔令和6年1月までの目標〕 議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策を検討する際に行ったような、報告と意見交換を適宜実施することにより、合意の形成に努める。
検討結果	課題等の具体策を検討する幹事長会、議会基本条例推進協議会、議会運営委員会、議会運営活性化協議会、議会広報委員会での検討過程において適宜、会派に所属しない議員に対しても、経過の報告や意見交換を行うなど、引き続き取り組んでいく。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（会派） 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。
課題	○特別委員会等、会派に属さない議員の活動機会の保障（全議員の活動の公平性）
具体策および検討目標	○会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行する。試行後に、特別委員会委員のあり方を検討する。 〔令和6年1月までの目標〕 会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加試行を通じて、今後のあり方を検討する。
検討結果	委員外議員としての出席の試行を検証し、次の項目について申し合わせを定めた。 ・委員外議員として参画対象となる特別委員会 ・各特別委員会への参画議員の選出方法及び人数 ・委員外議員の選出時期及び任期 ・委員外議員の行政視察への参加

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（議員間討議） 第12条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。
課題	○議員間討議のさらなる見直しが必要である。
具体策および 検討目標	○議員間討議のあり方について、広く検討する。 〔令和6年1月までの目標〕 議員間討議のあり方について、本年は常任委員会の新たな任期となったことから各常任委員会において独自の実施方法を試みてもらう。
検討結果	○これまで実施の議員間討議については、常任委員会での視察調査事項に関して行ってきたが、議案審議における議員間討議も視野に入れて、制度設計、ルール作りを行ってはどうか。 ○議員間討議を先進事例のようにやってはどうか。 ○議案内に留めず、提案型も含め自由に行ってはどうか。 ○条例の「議員間討議の時間を設けるものとする」を実態に合わせ、後退のイメージになるかも知れないが、「設けることができる」のように改正してはどうか。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（常任委員会の活動） 第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。
課題	○常任委員会の機能が十分に発揮されるように取り組む必要がある。
具体策および 検討目標	○事務調査や議員間討議の充実を検討する。 〔令和6年1月までの目標〕 各常任委員会において、自主勉強会や意見交換会等を通して所管事務調査の充実を図る。
検討結果	○委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。 ○常任委員会における勉強会を議会研修会と位置付け、全議員を参加対象として行う場合に、各常任委員会が2万円を上限として議会報償費（講師謝礼等）を活用できることとしている。 ○常任委員会から政策立案（条例提案）がなされた場合、議会の合意形成を目的に、常任委員会は幹事長会と連携する。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（議案等の調査及び研究） 第14条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。
課題	○学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用できるよう検討する必要がある。
具体策および 検討目標	○委員会において、閉会中も含めた活用を検討する。 〔令和6年1月までの目標〕 学識経験者の活用を具体化する。
検討結果	○委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。 ○常任委員会における勉強会を議会研修会と位置付け、全議員を参加対象として行う場合に、各常任委員会が2万円を上限として議会報償費（講師謝礼等）を活用できることとしている。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（議会事務局の調査・法務機能の充実） 第17条 議会は、議員の立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。
課題	○議会としての政策立案に向けて、さらに充実を図っていく必要がある。
具体策および 検討目標	○議会（議員）による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化を図る。 〔令和6年1月までの目標〕 昨年実施した、機構に関する各市への調査を基に、機構改革等の有効性について具体的検討に入る。
検討結果	○職員個々の調査及び法務能力向上を目指し、事例研究を取り入れた手法等を用い、職員としてのスキルアップを図る。 ○事務局の機構改正については、その有効性について引き続き検討を重ねる必要がある。 ○組織名称変更についても近隣各市の状況を注視しながら議論する必要がある。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（予算の確保） 第18条 議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。
課題	○積極的な予算提案に努める必要がある。
具体策および 検討目標	○積極的な予算提案や予算確保の手順を検討する。 ○毎年8月末までに幹事長会で議論し、予算要求書（11月初旬）に盛り込む。 〔令和6年1月までの目標〕 来年度予定されている事業も含め、必要な予算について検討する。
検討結果	議会基本条例推進協議会において協議を重ね、その間、会派に所属しない議員からも意見聴取を行った。